

# 八戸市 日常生活用具の種類

㊦…記載されている用具は介護保険制度による給付・貸与が優先となります。

	種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 ㊦	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（18歳以上の者）</li> <li>② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者</li> </ul>	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット ㊦	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（原則として3歳以上の者）</li> <li>② 下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として3歳以上の者）</li> <li>③ 下肢又は体幹機能障がい1級の18歳以上の者（常時介護を要する者に限る。）</li> <li>④ 難病患者等で、寝たきりの状態にある者</li> </ul>	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器 ㊦	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を有する者に限る。）（原則として学齡児以上の者）</li> <li>② 難病患者等で、自力で排尿できない者</li> </ul>	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	入浴担架 ㊦	下肢又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）（原則として3歳以上の者）	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年

	体位変換器 ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）（原則として学齢児以上の者） ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介助者が障がい児・者、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 円	5年
	移動用リフト ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則として3歳以上の者） ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が重度身体障がい児・者、難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4年
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として3歳以上の者）	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5年
	訓練用ベッド	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として学齢児以上の者） ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいがある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200 円	8年

自立生活支援用具	入浴補助用具 ㊦	下肢又は体幹機能障がい児・者、難病患者等で、入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上の者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器 ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則として学齢児以上の者） ② 難病患者等で、常時介護を要する者	障がい児・者、難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円	8年
	歩行補助つえ（一本杖）	下肢又は体幹機能障がい	十分な強度を有するもの。	木材 2,310円 軽金属 3,150円	3年
	移動・移乗支援用具 ㊦	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（難病患者等を含む。原則として3歳以上の者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい児・者、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年

	<p>頭部保護帽</p>	<p>① 療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）</p> <p>② 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、頻繁に転倒する者（原則として3歳以上の者）</p> <p>③ 精神障がい者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。</p> <p>A スポンジ、革を主材料に製作</p> <p>B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作</p>	<p>A 15,656 円</p> <p>B 37,852 円</p>	<p>3年</p>
	<p>特殊便器 ㊦</p>	<p>① 療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者）（原則として学齢児以上の者）</p> <p>② 上肢障がい2級以上（原則として学齢児以上の者）</p> <p>③ 難病患者等で、上肢機能に障がいのある者</p>	<p>知的障がい児・者を介護している者・難病患者等で上肢機能に障がいのある者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>151,200 円</p>	<p>8年</p>
	<p>火災警報器</p>	<p>① 療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>② 身体障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。</p>	<p>15,500 円</p>	<p>8年</p>

自動消火器	療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者・身体障がい等級２級以上の者、難病患者等である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な上記障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700 円	8年
電磁調理器	① 療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（18歳以上の者） ② 視覚障がい２級以上（当該者の世帯が盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）（18歳以上の者）	知的障がい者及び視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	41,000 円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい２級以上（原則として学齢児以上の者）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	7,000 円	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい２級（当該者の世帯が聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯である場合に限る。）（18歳以上の者）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400 円	10年
イヤーマフ・デジタル耳栓	① 愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、聴覚過敏のもの ② 医師により聴覚過敏があると認められるもの（要意見書）	聴覚過敏に対応できるもの	6,800 円	3年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
	ネブライザー	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（難病患者等を含む）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（難病患者等を含む）であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上の者）	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上（当該者の世帯が盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）（原則として学齢児以上の者）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上（当該者の世帯が盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）（原則として学齢児以上の者）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
	視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上（当該者の世帯が盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）（原則として学齢児以上の者）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	9,500円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	50,000円	5年
	人工鼻	喉頭摘出者で、音声機能障がいを有する者	障がい者が容易に使用し得るもの。	23,760円 （1か月分）	—

	<p>正弦波インバーター 発電機</p>	<p>次の①又は②に該当し、かつ障がいの原因となった疾病により人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等を使用している者。ただし、正弦波インバーター発電機とポータブル電源（蓄電池）のうち、どちらか1種目とする。</p> <p>① 呼吸機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者</p> <p>② 難病患者等で、呼吸器機能に障がいがある者</p>	<p>ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介護者が容易に使用し得るもの</p>	<p>110,000 円</p>	<p>5年</p>
	<p>ポータブル電源（蓄電池）</p>	<p>蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの</p>	<p>蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの</p>	<p>67,200 円</p>	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がいを有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能、又は音声を拡幅・増幅する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障がいまたは上肢機能障がい2級以上で、パソコンを使用することにより社会参加が見込まれる者	障がい者がパソコンを操作するうえで、その障がいを有することに起因して必要となる入力サポート機器及び専用アプリケーションソフト等。	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上であって必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500円	6年
	点字器（標準型）	視覚障がい者	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	A 10,712円 B 6,798円	7年
	点字器（携帯用）	視覚障がい者	A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	A 7,416円 B 1,699円	5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上（原則として学齢児以上の者）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	85,000円	6年

視覚障がい者用活字 文書読上げ装置	視覚障がい2級以上(原則 として学齢児以上の者)	文字情報と同一紙面 上に記載された当該 文字情報を暗号化し た情報を読み取り、音 声信号に変換して出 力する機能を有する もので、視覚障がい 児・者が容易に使用し 得るもの。	99,800円	6年
視覚障がい者用拡大 読書器	視覚障がい児・者(原則と して学齢児以上の者)	画像入力装置により 読みたいもの(印刷物 等)を拡大表示又は読 み上げるもの。	198,000円	8年
視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上(18 歳以上の者)	視覚障がい者が容易 に使用し得るもの。	触読式 10,300円 音声式 13,300円	5年
聴覚障がい者用通信 装置 (FAX)	聴覚障がい児・者又は発 声・発語に著しい障がい を有する者であって、コ ミュニケーション、緊急 連絡等の手段として必要 と認められる者(原則と して学齢児以上の者)	一般の電話に接続す ることができ、音声の 代わりに、文字等によ り通信が可能な機器 であり、障がい者が容 易に使用できるもの。	35,000円	5年
聴覚障がい者用情報 受信装置	聴覚障がい児・者であ って、本装置によりテレ ビの視聴が可能になる 者	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障がい児・者 用番組並びにテレビ 番組に字幕及び手話 通訳の映像を合成し たものを画面に出力 する機能を有し、災害 時の聴覚障がい児・者 向け緊急信号を受信 するもので、聴覚障 がい児・者が容易に 使用し得るもの。	88,900円	6年
人工喉頭(笛式)	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の 膜を振動させ、ビニ ール等の管を通じて音 源を通じて音源を口 腔内に導き構音化す るもの。	5,150円	4年

人工喉頭（電動式）	喉頭摘出者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	72,203 円	5 年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者	点字により作成された図書。	詳細は障がい福祉課までお問い合わせください。	
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上（18歳以上の者）	地上デジタル放送に対応したラジオ	29,000 円	5 年
人工内耳用電池	人工内耳埋め込み術を行った者	装用している人工内耳用体外装置に取り付け可能なもの。	3,000 円 （1 か月分）	—
暗所視支援眼鏡	視覚障がい者[難病患者を含む]であって、夜盲症又は視野狭窄等の症状を有する者 ※要意見書	高感度カメラで捉えた微光を増幅し眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもので、障がい者又は難病患者が容易に使用し得るもの。	395,000 円	8 年

排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障がい	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。	8,858円 （1か月分）	—
	ストーマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障がい	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。	11,639円 （1か月分）	—
	紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当するもの ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいのある者 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ④ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者	紙おむつ、脱脂綿、サラシ、ガーゼ、洗腸装具	12,000円 （1か月分）	—
	収尿器	ぼうこう機能障がい	（男性用）採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。ラテックス製またはゴム製。 （女性用）耐久性ゴム製採尿袋を有するもの。またはポリエチレン製の採尿袋導尿管付（採尿袋20枚1組）のもの。	（男性用） 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 （女性用） 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	1年

住宅改修	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者）、難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者（原則として学齢児以上の者）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	200,000 円	—
------	------------	--	------------------------------------	-----------	---

- (注) 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとし  
ます。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用  
屋内信号灯を含みます。
- 3 頭部保護帽、電気式たん吸引器、ネブライザー、紙おむつについては、給付可否意見書が必要に  
なる場合もあります。
- 4 暗所視支援眼鏡を申請される場合は、給付可否意見書が必要になります。